

調査の概要

1 調査の目的

「静岡県外国人労働実態調査」は、県内の外国人労働者とその家族が、県内で生活するにあたってどのような労働環境を基盤としているのか、企業側、労働者側双方の実態を把握することで、県等の行う多文化共生施策の基礎資料を得るために実施された。

このうちとくに企業を対象とする調査は、静岡県における企業の外国人労働者・研修生等の活用状況と実態を把握することを目的に実施された、県全域を対象とする初めての調査である。本調査では、派遣元・受託事業所と派遣先・注文事業所のそれぞれに、別々の調査票を用いた。

2 調査対象

派遣元・受託事業所調査では、静岡県内にある厚生労働大臣の認可事業所ないし届出事業所から選択された企業等を主たる対象とした。また派遣先・注文事業所調査では、静岡県内の商工会議所・商工会に所属する企業のうち、無作為抽出で選択された企業を対象とした。

3 調査方法

3-1 調査方法のあらまし

今回の企業調査では郵送法を用いた。2007（平成19）年9月に、日本語で作成した調査票を以下の方法で配布回収した。

- (1) 派遣元・受注事業所調査：調査票を事業所に送付、受託者宛てに返送。
- (2) 派遣先・注文事業所調査：同上。

3-2 調査票の回収結果

2008（平成20）年2月時点での配布回収数および回収率は以下の通り。

	送付（ α ）	未達	実配布	回収（ β ）	回収率（ β/α ）
(1) 派遣元	300	10	290	83	27.7%
(2) 派遣先	2700	25	2675	1032	38.2%
合計	3000	35	2965	1115	37.2%

3-3 サンプルングの概要

(1) 派遣元・注文事業所

静岡労働局より入手した厚生労働大臣の認可事業所ないし届出事業所の名簿と、受託者がこれまでの調査活動で入手していた業務請負事業所の名簿をもとに、外国人労働者の派遣・請負業を営むと考えられる事業所を中心に300社を抽出した。その意味で厳密な無作為抽出によるサンプルングではない点に注意が必要である。また、抽出した事業所のなかには、製造業への派遣・請負を営んでいない事業所が含まれる可能性や、日本人労働者のみを雇用している事業所が含まれる可能性もある点を記しておく必要がある。

(2) 派遣先・注文事業所

同時実施の外国人調査の対象地として当初選定した12市の領域を最低限カバーするため、以下の商工会議所・商工会の協力のもとに、製造業8割、建設業1割、その他1割の比率になるように会員企業を無作為抽出した。

商工会議所：浜松、磐田、掛川、袋井、焼津、静岡、富士、沼津（8）

商工会：御殿場市、湖西市、御前崎市、菊川市、榛原町、相良町（6）

4 調査項目

本調査におけるもう一方の柱である外国人調査との対応関係を念頭に置きつつ、これまで各地で実施された類似の調査の調査票を参照しながら、以下のような調査項目を設定した。なお、調査項目の選定に際しては、静岡労働局、静岡県産業部就業支援局、県内の主な商工会議所等の関連機関との意見交換を実施し、その結果を踏まえている。

派遣元・受託事業所調査

- ①事業所の概要 (11問)
- ②注文・業務の動向 (2問)
- ③福利厚生・教育訓練 (4問)
- ④派遣請負労働者の募集 (4問)
- ⑤請負現場の責任者 (1問)
- ⑥外国人労働者雇用による影響 (3問)
- ⑦外国人労働者の労働災害 (1問)
- ⑧その他の設問 (3問)

派遣先・注文事業所調査

- ⑨事業所の概要 (7問)
- ⑩国籍別労働者数 (2問)
- ⑪外国人労働者の労働災害 (1問)
- ⑫派遣請負利用状況 (6問)
- ⑬派遣請負の現状 (9問)
- ⑭外部人材活用の影響 (6問)

5 留意点

派遣元・受託事業所調査のサンプルは83部と著しく少ないため、ここから全体の傾向を把握することは可能かつ有効だが、回答しなかった派遣元・受託事業所、さらには静岡労働局の企業リストに登録されていない請負のみの受託事業所の場合、実態はさらに劣悪な状況である可能性を考慮に入れる必要がある。

6 調査の受託者および研究チームの構成 (【 】内は本報告書の執筆分担)

調査受託者

静岡文化芸術大学 (研究担当者：池上重弘 文化政策学部 准教授)【⑬】

研究協力者

イシカワ エウニセ アケミ (静岡文化芸術大学 文化政策学部 准教授)【⑭】

竹ノ下弘久 (静岡大学 人文学部 准教授)【⑨～⑫】

千年よしみ (国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部 第一室長)【①～⑧】

*本調査で使用する語句等について、次の意味で用いている。

1 労働者の区分について

常用(正社員)：雇用期間を定めずに雇用されている者。下記のパートタイムを除く。

臨時・季節：1か月以上4か月未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者。

パートタイム：1日、1か月の所定労働時間・日数が貴事業所の一般労働者よりも短い者。

派遣労働者：労働者派遣法に基づいて派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者。

業務請負の労働者：他の事業所に雇用されている労働者で、貴事業所内で就業している者。

2 職種の区分について

事務：管理職の指導、監督を受けて事務に従事する者。

専門技術：高度の専門的知識を応用し、技術的な業務、研究棟に従事する者。

販売・サービス：商品の売買、外交、接客、サービスに従事する者。

技能工：原材料の加工、機械の組み立て、修理、印刷、建設などに従事する者のうち、高度の熟練、判断力、責任を要する作業を行う者。

単純工：上記技能工と同じ作業に従事しているが、技能などの習得を要しない簡単な作業、単純な筋肉労働に従事する者。